

第1章 総合計画の概要

1 第5次総合計画策定の背景と目的

総合計画は、本町の目指すべき将来像を描き、それを実現していくための総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものであり、最上位の行政計画に位置づけられます。本町では、平成22年12月に、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする「第4次矢祭町総合計画」を策定し、「住んでみたい 住み続けたい やまつり町」を政策の中心に置き、積極的に推進してきました。そして、平成25年12月に、「第4次矢祭町総合計画見直し計画」を策定し、町民の皆さんとともに、安全・安心を更に追求し、笑顔とおもいやりにあふれ、これからも住み続けたいまちづくりを推進してきました。

また、現在、わたしたちの暮らしを取り巻く社会経済情勢は、人口減少と少子高齢社会が同時に進行する厳しい時代に突入し、毎年安定的に人口や税収が増え続けることを前提としたこれまでの制度や仕組みが機能しなくなっており、さまざまな分野で抜本的な改革が迫られています。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故は、本町でも様々な分野に影響を及ぼし、今日に至るまでわたしたちの暮らしは、多方面にわたりがつて経験したことのない厳しい環境変化にさらされています。

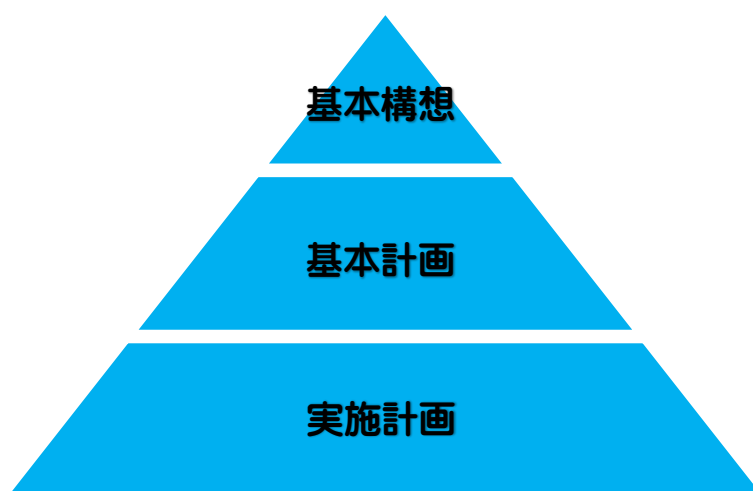
このことを踏まえ、平成28年度から平成32年度までの5カ年を計画期間とした第5次総合計画は、効果的で持続性が高い施策を進めていくための指針として策定します。

第2章 総合計画の構成と期間

1 計画の構成

第5次矢祭町総合計画は、目標とその実現に向けた取組みの方針・内容を分かりやすく示すため、基本構想－基本計画－実施計画の3層で構成しています。

第5次総合計画の構成



(1) 基本構想

平成28年度から平成32年度までの5年間を見据えた中で、町全体として目指すべきまちの姿(将来像)と、全ての分野にわたって共通するまちづくりの基本的な考え方(理念)、主たるまちづくり重点目標として定めます。

(2) 基本計画

基本構想を実現するため、骨格となるまちづくりの方針(施策)及びこれを推進するための基本的事業を定めます。

また、社会経済情勢やまちづくりに対するニーズの変化、国・県の動向等、さまざまな変化に柔軟に対応できるよう、施策の展開方向を示します。

(3) 実施計画

基本計画を受けて、その目標達成に向けた個別事業を計画的に実施するために位置づけるもので、予算編成の基礎資料となるものです。

基本構想は長期的な計画であるのに対し、実施計画は財政状況や社会経済情勢の変化等に対応するため、5年間の事業計画を作成して3年目に見直しを行います。

2 計画の期間

第5次総合計画の計画期間

